


所管部課	監査委員事務局	部長	北田 和雄		
件名	東大和市監査委員事務運営規程について				
		区分		1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例				
	規則				
	部課				
	機関				
1. 要旨					
(1) 趣旨					
<p>助言型監査の導入及びリスクアプローチ手法の採用など監査機能の充実が求められていたことから、「東大和市監査委員事務運営要綱」の改正作業を昨年度から取り組んできた。こうした中、平成27年8月27日に開催された全国都市監査委員会総会で「都市監査基準」が決定された。</p> <p>この「都市監査基準」を踏まえ、また、内部事務のルールを定めるものであることから、「東大和市監査委員事務運営要綱」の全部改正ではなく、「東大和市監査委員事務運営規程」を制定するものである。</p>					
(2) 主な内容					
① 地方自治法等の規定に基づき、都市監査基準を踏まえて必要な事項を定める。(第1条)					
② 違法、不正等の是正に加え、事務事業の改善、チェック体制の整備やリスク管理の向上などの内部統制を促すことを基本方針として監査等を実施する。(第2条)					
③ 不正等の指摘ばかりでなく、事務事業の改善及び内部統制の強化を促す観点からの適切な助言(助言型監査の採用)をする。(第5条)					
④ 監査対象のリスクを考慮(リスクアプローチを採用)して、監査等を実施する。(第6条)					
⑤ 不正又は著しく不当な事務処理があった場合は、その事実を指摘して是正を求める。指摘事項については、措置報告を求める。(第28条、第33条)					
(3) 施行日 平成28年1月1日					
(4) 影響と効果					
助言型監査及びリスクアプローチ手法の採用等により、監査の実効性が確保されることで、行財政運営の透明性及び市政への信頼確保に寄与できる。					
2. 経過(現時点に至るまでの経過)					
・平成26年8月中旬 「東大和市監査委員事務運営要綱」の見直しに着手。					
・平成26年10月27日 「東大和市監査委員事務運営要綱」改正案を監査委員に提出。					
・平成26年12月26日 「都市監査基準(素案)」が公表される。					
・平成27年1月26日 「都市監査基準(素案)」の公表を受け、今後決定される「都市監査基準」を踏まえて、要綱の全部改正ではなく、新たな規程として制定することを監査委員が決定。					
・平成27年8月27日 「都市監査基準」が全国都市監査委員会総会で決定される。					
・平成27年11月24日 「東大和市監査委員事務運営規程(案)」を監査委員に提出。					
・平成27年12月8日 「東大和市監査委員事務運営規程」を監査委員が決定。					
3. 留意事項(問題点等)					
4. 主管部処理案(検討結果等)					
平成28年1月1日、ホームページ及びグループウェア共有情報に掲載予定。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。